

国家航空宇宙局及び欧州宇宙研究機構との間のスペースシャトル・システムに連結するスペースラブの開発、調達及び利用に関する協力計画についての了解覚書(1973年8月14日発効)

アポロ計画に続く主要な合衆国の宇宙計画、特にアメリカ合衆国政府がその実施を国家航空宇宙局(NASA)に委託した新しい宇宙輸送システム(スペースシャトル)の開発へのアメリカ合衆国政府による欧州に対する参加の提議に基づいて、欧州宇宙研究機構(ESRO)の加盟国である欧州諸国が、スペースシャトル計画に参加するためにESROの枠内での特別プロジェクトの形で、スペースラブ(宇宙実験室、以下「SL」という。)を開発する希望を表明した。これらの国は、国際的な取極によってESRO又はその後継機関にSL計画の実施の責任を委ねた。双方の計画の実施にあたって、これらの二つの機関の適切な協力の措置を講じ、かつ、両機関の間で必要な調整を確保するために、アメリカ合衆国政府に代わって、同政府のために行動するNASA及びこの特別なプロジェクトに参加する国の政府に代わって、これらの国のために行動するESROは、この協力及び調整が行われるにあたっての特別な条件を定めるこの了解覚書を作成した。この了解覚書は、この協力計画に関する上記の参加国政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の規定に従う。

**第1条
目的**

了解覚書の目的は、ESROが最初のSL飛行ユニット及び了解覚書に掲げるその他の器具の設計、開発、製造及び引渡しを行う約束をする協力計画の実施の措置を講ずることである。この飛行ユニットは、スペースシャトルに統合される要素として使用される。この了解覚書は、更に、ESROによるSLの利用及びNASAによる追加のSLの調達のための措置を定め、シャトル計画及びSL計画との間のインターフェース及び定められるミッションに関するすべての問題を処理するための、NASAとESROの間の協力の構造を定める。

第2条

SL 計画、スペースシャトルとのインターフェース及びその利用に関する概略

1. SL 計画の概要

SL 計画は、有人実験棟及びスペースシャトル船外任務に関する研究・応用活動を行うために機器を装備するのに適当な余圧されていない機器のプラットフォーム(パレット)の定義、設計及び開発のための措置を講ずることである。SL 棟及び SL パレットは、シャトルの搭載物質で軌道に又は軌道から個別に又は一緒に輸送され、ミッションの全期間を通じてシャトルのオービターに取り付けられ、支援される。この SL 棟は(乗員が宇宙服を着用せずに作業することを可能にする)余圧された環境、利用者に最小限の費用で実験及び観測の装備を供給する多様な能力、及び利用者の迅速なアクセスによって特徴づけられる。パレット、支援望遠鏡、アンテナ及び宇宙空間で直接暴露を必要とするその他の機器及び装備は、通常、SL 棟に取り付けられ、その実験は SL 棟から遠隔操作されるが、また直接にシャトル・オービターに取り付けられ、オービターの船室から又は地上から操作することもできる。SL 棟及びパレットは、シャトル・オービターの地上帰還活動への支障を最小限にするよう確保する。

2. シャトルとのインターフェース

シャトルは、ミッションにおいて地球軌道に搭載物を運搬するために利用され、7日以上ミッション期間中軌道上にステーションを維持し、ミッションの全期間を通じて、搭載物の要素に対する安全性の監視及び管理を行い、SL 棟とシャトルの間の自由な運動を含む乗員の収容能力及び完全な居住性を与える。開発費及び運用費を最小限にし、信頼性を最大限にするために、SL とシャトルとの構成要素の間の共通性を最も効果的に活用するように努力する。

3. 利用目的

SL は、平和目的のための多方面にわたるミッションを支援し、特別なミッション要求に応じて迅速に特別な装備の追加に対応する。SL は、最大限の利用者の参加及び利用可能性を容易にする。追加の飛行装備は、承認された計画の必要を満たすのに適するように増加することができる。利用者は、単一の実験のために

追加の装備を用いて又はそのような装備なしに SL を利用すること、又は、他に執り得る方法として、他の実験と組み合わせて SL の小さな部分のみを利用することが可能である。SL の基準資源は、定められる標準化されたインターフェース及び規定される手続に従って、実験者が適切な程度で利用することができる。効果的なミッション運用のために、装備及びミッションの構成にあたって相当な柔軟性を利用者に提供するものとする。

第 3 条 段階化及び日程

1. B 段階

この日程に基づいて、SL の B 段階(予備設計)の研究は、大体 1973 年末までに完了することを期待する。

2. C 及び D 段階

B 段階の研究の完了時に、両当事者は C 及び D 段階(最後の設計、ハードウェアの開発及び製造)における、ESRO による迅速な実施のための設計及び開発に関して相互に合意する。

3. 完了の日程

現在シャトルの第 1 回の運用宇宙飛行を 1979 年後半に行うように予定されている。SL 飛行ユニットは、実験の統合、点検及び適合可能性の試験のための適当な時間を与えるために、第 1 回の運用シャトル飛行の約 1 年前に NASA に引き渡されるものとする。

4. 日程の変更

各当事者は、他方の当事者にシャトル及び SL の各々の日程に影響する要素、並びに飛行の準備に関する潜在的な効果を、完全かつ一般的に通知するものとする。

第4条 計画の立案

SL 計画及びその段階的实施、日程作成、作業運営の措置に係る前記の概略説明は、1973年7月30日の共同飛行計画案の予備案においてより詳細にする。両当事者は、多くの問題が、計画の責任者により適切に作成されかつ更新されるべき共同計画案において解決されなければならないことを認める。この案は、現在欧州及びアメリカ合衆国において進行中の予備的設計研究の成果、利用者の要求に関する個別の及び共同の研究の成果、及びシャトルの最終の定義及びシャトルへの統合の要求に基づくべきである。

第5条 各当事者の責任

1. ESRO の責任

ESRO の責任の中には、次のものが含まれる。

- (a) 関連する製図及び文書を伴う(一組の SL 棟及びパレットの部分からなる) 一組の SL 飛行ユニット、一の SL 工学モデル、二組の SL 地上支援装備、最初の SL の部品の設計、開発、製造、及び NASA の仕様書及び要求に従ったこの装備の品質保証及び受け入れ試験。
- (b) 上記に掲げる物品の NASA への引渡し。
- (c) ESRO 及び NASA が、(a) に掲げる品目に加えて計画に必要であると合意する要素の設計、開発、及び製造。
- (d) 合意する連絡要員を合衆国に派遣しかつ欧州において合衆国の当該要員の受け入れを実施する。
- (e) 技術上のインターフェースに関する必要なすべての情報を与えること。
- (f) 合意する進捗状況及び現状の情報を与えること。

(g) 上記の飛行ユニットの引渡しに続いて、最初の2回のSL飛行ミッションを通じ、SL支援工学技術上の能力を維持し、かつ当該能力に出資し、NASAの運用上の要求に適合するこの工学技術上の能力を、ESROに適用するのと同等の条件で、将来NASAが利用できるようにNASAのために確保する。

(h) 後続の飛行ユニット、構成部分及び部品の欧州における製造並びにNASAによる調達の可能性を確保すること。

(i) ESROが支援する実験の予備的統合の措置を講ずること、並びに、本条の2(j)に定めるNASAの全体的な責任の範囲内で、対応するデータを取得し、それを分析すること。

2. NASAの責任

NASAの責任の中には、次のものが含まれる。

(a) 合意する連絡要員を欧州に派遣し、かつ、合衆国において欧州の当該要員の受け入れを実施する。

(b) 一般的な技術上及び管理上の協議を行う。

(c) 技術上のインターフェースに関する必要なすべての情報を与えること。

(d) 合意された進捗状況及び現状に関する情報を与えること。

(e) 計画案において定められる選定された分野におけるESROの技術の進歩を検討すること。

(f) 計画案において定められる、SLについてのNASAの計画の要求にとって重要なESROの活動の実施を再検討し、かつ、この実施に同意すること。

(g) シャトル・システムにおいてSLを成功裡に運用するよう確保するために、運用案、計画案に定められるハードウェア及び運用上のインターフェースを特定すること。

(h) 運用概念及び利用案の作成についてのシステム分析を行い、すべての SL の外部インターフェースの変更の影響を評価すること。

(i) SL の一部ではないが、SL の運用を成功させるために必要な選定された周縁の構成部分(例えば出入りのためのトンネル、ドッキング・ポート)を開発すること。

(j) 実験の統合、乗員の訓練、点検、飛行活動、修理、データ獲得、データの予備処理及び配布を含む SL の引渡しに続くすべての運用活動の管理。

3. NASA の長官及び ESRO 事務局長の合意によって、この協力計画の実施にとって望ましい変更が上記の責任において行われる。

第 6 条 調整—連絡—再検討

1. 計画責任者

各当事者は、その本部において SL 計画責任者を任命する。これらの責任者は、この協力計画の実施について責任を負うものとし、必要な場合には、会合し及び連絡する。

2. 計画管理者

更に、各当事者は、この協力計画の実施にあたって日常の調整の責任を有する SL 計画管理者を任命する。

3. 共同 SL 作業部会(JSLWG)

二人の計画責任者は、共同して各当事者からの適当な技術代表と共に、共同作業部会を設立する。計画責任者は JSLWG の共同議長となる。JSLWG は、次の事項についての主たる機構となる。

(a) 両当事者に、シャトル及び SL の現状について、十分に通知するのに必要な情報の交換。

(b) インターフェースの事項、問題及び解決の監視。

(c) 他方の当事者に影響を与えることがある各当事者が有する事項又は問題の早期確認。

(d) いずれかの問題又は要求に関する早期の措置の確保。

4. 連絡

両当事者は、相互に合意されるレベルの連絡代表を各自提供し、かつ当該代表の受け入れを実施する。当該代表は、各当事者に対して、特にインターフェース及びその管理に関する他方の当事者の進捗状況の見通しを確保する。ESRO は、シャトルの変更に関して ESRO の見解及び利益を提示する適当な機会を確保するために、関連シャトル変更管理委員会に代表を置くものとする。委員会において、ESRO の代表は、発言権を有するが投票権を持たない。NASA は上記の委員会に匹敵する ESRO の SL 委員会に同様の代表を置く。ESRO 及び NASA は、必要な場合には、各契約者に対して視察を可能にし、かつ、そのための措置をとる。

5. 進捗状況の再検討

各当事者は、シャトル及び SL 計画における作業の進捗状況の再検討を予定するものとし、他方の当事者にこの再検討に参加させるものとする。年次再検討は、NASA 長官及び ESRO の事務局長が行う。

第 7 条 資金

1. 経費

NASA 及び ESRO は、その職員の旅費及び生活費、並びに各当事者が責任を有するすべての装備についての輸送費を含む、この協力計画から生ずる各々の責任の履行に係るすべての経費を負担する。

2. 資金の提供

NASA 及び ESRO によるこの協力計画の実施の誓約は、各々の出資手続に従う。

3. 価格原則

いずれの当事者もこの協力計画に関連して、他方の当事者から調達する物品の開発にあたって負担した政府研究開発費を回収しようとしてはならない。

第 8 条 SL の NASA による調達

1. 原則

ESRO による SL ユニット及び第 5 条 1(a) に定めるその他の物品の引渡しに続いて、NASA は ESRO から計画上の理由で必要とすることがあるこの種類のいずれの追加物品も、これらが合意される仕様書及び日程に従い、かつ、合意される合理的な価格で、入手できることを条件として、ESRO から調達することに同意する。NASA が、上記に定める SL ユニットの引渡しの少なくとも 2 年前までに、少なくとも一基の SL の最初の調達の注文を行う。追加のユニットを注文する前に、最初の飛行ユニットを用いる運用上の経験を得ることが望ましいことを認めるが、生産ユニットの価格及び利用可能性が、継続的な製造能力の維持にかかっているため、NASA は後続の調達注文について十分なリードタイムを与えるように努めるものとする。

2. NASA による SL 開発の自粛

NASA は、ESRO が SL、その構成要素及び部品を、合意される仕様書及び日程に従い、合意される合理的な価格で製造することに失敗しない限り、最初の SL の設計及び能力を実質的に複製する SL の別個の独自の開発を差し控える。NASA は、この協力計画に基づいて開発される SL が適合しない NASA の SL 計画のいずれの要件についても、この協力計画に基づいて開発される SL に必要な

修正を加えることにより、又は、NASAの要求に適合するその他のSLを製造し若しくは調達することによって、当該要求を満たす権利を有する。

3. 将来の要件の通知

NASAは、実質的に修正された又は完全に新しいSLについての予期された要求に適合する提案を行う機会を与えるように、ESROに当該要求に関する事前の通知を行うよう努力する。

第9条 不測事態

1. 最初のSLの未完成又は仕様書への不適合

ESROが何らかの理由でSLの開発を断念する場合又は他の方法で最初の運用シヤトル飛行以前にSL飛行ユニットの引渡しを行うことができない場合若しくは完成したSLが合意された仕様書及び開発日程に適合しない場合に、SLに関するNASAの責任は消滅し、かつ、ESROは、NASAにSLに関するすべての設計図、ハードウェア及び文書を無料で遅滞なく引き渡す。NASAのこれらの設計図、ハードウェア及び文書を使用する権利は、SL計画の完成及び運用に限定される。ESROは、移転できる複製の権利を同機関が持たない所有権が設定されている物品をもハードウェアとして与えることができるよう確保する。

2. 後続のSLを提供できない場合

最初の飛行ユニットの後に、NASAが必要とするSL、その構成部分及び部品が、合意される仕様書及び日程に基づき、かつ合意される合理的な価格で提供されない場合には、NASAは合衆国において当該ユニットを自由に製造するものとする。この目的のために、ESROは、不測の事態に基づく必要な許可の措置を事前に講じておく。

3. 設計の変更

ESRO がシャトル変更管理委員会において代表される場合には、NASA は、シャトルと SL の間のインターフェース又は運用上の相互作用に影響する変更が、SL の設計又は価格に及ぼす将来の影響に関する ESRO の意見を聴聞し、考慮した後、当該変更を要求する権利を留保する。NASA は、SL 計画に関して不均衡な影響を及ぼす変更を避けることが望ましいと認める。変化がシャトルと SL 計画に影響する限度で、NASA 及び ESRO がそれぞれシャトル開発契約と SL 開発契約の経費の増大分を負担する。

第 10 条

技術の入手及び NASA による援助

1. 原則

(a) ESRO は、NASA が利用できる、かつ、この協力計画に基づきその任務を成功裡に達成するために必要なノウハウを含む技術を手に入れることができる。この目的上、NASA は、ESRO が利用できるノウハウを含む技術を手に入れることができる。NASA は、ESRO 及びその契約者が、SL 計画を満足のいくように達成するために必要とし得る技術的援助の措置を講ずるよう最善を尽くすものとする。技術の入手及び技術援助の措置は、合衆国の関係法令に基づくものとする。

(b) NASA は、ESRO に、シャトル軌道システムの設計、開発及び利用に関する一般的な情報、特に、当該システムの理解に必要とされる一般的な情報を提供する。

(c) SL の開発及び製造の任務以外におけるノウハウを含む技術の使用請求は、場合に応じて考慮される。

(d) NASA は、所要情報を容易に提供することができる限りにおいて、無料で情報を提供する。その他の場合には、NASA は、有利な条件でその入手を容易にするよう最善の努力を払う。

(e) 上記に定めるノウハウを含む技術の入手は、合衆国又は欧州における人又は団体の既存の所有権を侵害しないように行う。

2. 領域の共同定義

両当事者は、ハードウェアの調達の助力及び合衆国の政府機関又は国民からの技術援助を必要とし得る領域を可能な限り迅速に共同で定義する。

3. 援助の形態

NASA は、ESRO に、合意される援助を与えるにあたって、組織内部での基礎に立って対応し、若しくは ESRO 又は/及びその契約者を合衆国の契約者に照会させることができる。NASA は、ノウハウよりむしろハードウェアの形での援助の措置を講ずる権利を留保する。

4. 品質管理及び受容

ESRO が合衆国のハードウェアを調達する必要がある場合には、NASA は、利用可能かつ適当な場合には、合衆国の工場における合衆国の品質管理及び受け取り、価格管理及び会計検査員の業務の手配に関連して斡旋を行うことに同意する。

5. 輸出許可の簡素化

ノウハウを含む合衆国のハードウェア及び技術の調達を ESRO が企図する場合に、早期に事前の通告を行うことは、合衆国の関係法令に基づく輸出許可の措置に関連する NASA による援助を容易にする。

6. 合衆国の施設の使用

協力計画の実施に適當かつ必要であると共同で決定する場合には、NASA は、合衆国政府の施設又はその契約者の施設を ESRO 及び/又はその契約者に使用させるための措置を講ずることに関して斡旋を行う。

第 11 条 シャトル/SL の入手及び利用

1. 計画立案

SL の設計及び欧州による SL の利用の両方に関連する入力の措置を講ずるために、欧州は、シャトル及び SL の利用者の要求についての NASA による立案に適切に参加する。適切な代表及び関連手続は共同で準備され、NASA 及び ESRO による合意を必要とする。

2. 飛行要員

飛行要員の機会は、ESRO 又は SL 計画に参加しかつ SL を利用する政府によって後援される飛行プロジェクトに関連して与えられる。第 1 回 SL 飛行には欧州の参加国の飛行要員が参加する。

3. 最初の SL 飛行ユニットの利用のための特別規定

(a) シャトル・システムの運用及び管理の一体性を確保するために、NASA は、その引渡しの後には、平和目的のための利用に関する最終決定を行う権利を含む、最初の SL ユニットに対する完全な管理権を有する。

(b) 最初の SL ユニットの第 1 回飛行に関して、システムの試験の目標は NASA の責任である。この最初の飛行での実験の目標は、協力に基づき、共同で立案する。それ以後は、この最初の SL ユニットの協力の上での利用は、費用を支弁する利用を除外することなく、その有効寿命を通じて促進される。NASA は、その他の場合には、最初の SL ユニットを無料で無制限に利用する。

(c) NASA は、その希望する最初の SL の修正を行うことができる。NASA は、このユニットの主要な修正を行うことが望ましいと考える場合には、ESRO と共に検討する。ESRO には修正装備を供給する機会が与えられる。あまり重要でない修正に関しては、コンフィギュレーション管理についての通常の手続が、変更に関する適切な情報を提供するために用いられる。

4. 今後の利用可能性及び参加主体の優先的な入手

最初の SL ミッションの後に、SL を伴うシャトルの運用及び利用の最終的な条件を定めるのは時機尚早であるにしても、次の原則が適用されることを期待する。

(a) NASA は、協力的な(経費なしでの)方式又は実費支弁方式に基づき、SL のミッションのためにシャトルを提供する。後者の場合には、負担される経費は、少なくとも、統合、点検、乗員訓練及びデータの整理、処理及び配布、並びに供給される打上げ業務の経費を含む。

(b) ESRO 及び SL 計画に参加する政府の宇宙ミッションに関して、NASA は、この協力計画への ESRO の参加を認めて、搭載物が制限される場合又は日程上抵触する場合にこれが公平であると考えて、第三国の実験又は応用に優先して、ESRO 及び SL 計画に参加する政府が実費を償還する飛行のために企図される実験又は応用に対してこの協力計画に基づき開発される SL の利用の可能性を与えるものとする。協力飛行のために企図される実験又は応用は、継続的な NASA の方針に従って、長所に基づき選定される。その長所が少なくとも第三国の提案の長所に等しいことを条件として、ESRO 及び SL 計画に参加する政府の提案は、第三国の提案に対する優先権が与えられる。ESRO 及び SL 計画に参加する政府は、その協力提案に関する長所の判断についての見解を表明する機会を有する。

第 12 条 広報

各当事者は、この協力計画に関連する自己の作業についての公式情報を自由に発表することができる。ただし、各当事者は、他方の当事者の責任又は行為に関する広報活動を事前に調整することを約束する。

第 13 条 特許及び所有権が設定された情報

各当事者及びその契約者は、特許及び/又は所有権が設定されている情報が、この了解覚書以前のものであるかどうかにかかわらず、当該特許及び/又は情報に関して有するすべての権利に影響を受けずに保持する。特許又は所有権が設定された情報を、この協力計画を成功裡に実施するために移転すべき旨を相互に決定する場合には、この移転は、関係する権利を完全に承認しかつ保護する取極に基づき行うことができる。更に、各当事者は、内部規則に基づきこの了解覚書に含まれる義務を履行するために必要な権利をその契約者から確保するものとする。

第 14 条 紛争の解決

1. この協力計画の条件の解釈及び実施における紛争は、NASA 長官及び ESRO 事務局長による解決に付託される。
2. NASA 長官及び ESRO 事務局長が当該紛争を解決することができない場合には、紛争は、合意されるその他の解決方式又は仲裁裁判に付託される。

第 15 条 期間

この了解覚書は 1985 年 1 月 1 日まで有効とする。ただし、当該覚書は、第 1 回の SL 飛行の日から少なくとも 5 年間有効である。この覚書は、NASA 又は ESRO が、1985 年 1 月 1 日以前に又は SL の第一回飛行の日から 5 年の期間の終了時以前に終了の通告を行わない場合には、—どちらの期限が適用されようとも—3 年間延長するものとする。それ以降は、了解覚書は、当事者が合意する期間延長するものとする。

Version date:
11/7/2014 10:26:00 AM

International Outer Space Law, Volume 2, Part 2
OPS-Alaska

第 16 条 効力発生

この了解覚書は、NASA 長官及び ESRO 事務局長の双方が署名し、かつ欧州参加諸国政府及びアメリカ合衆国政府との間のこの協力計画に関する協定の条件に基づき確認された場合に、効力を生ずるものとする。